

(訴訟との関係)

第六十五条 審査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(出願公開の効果等)

第六十五条の三 (第一項及び第二項略)

3 第一項の規定による請求権の行使は、第五十二条第一項(第五十九条第三項(第七十四条第一項)において準用する場合を含む。)及び第六十三条第三項において準用する場合を含む。)の権利及び

(訴訟との関係)

第六十五条 審査において必要があるときは、審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴訟において必要があるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(出願公開の効果等)

第六十五条の三 (第一項及び第二項略)

3 第一項の規定による請求権の行使は、第五十二条第一項(第五十九条第三項(第七十四条第一項)において準用する場合を含む。)及び第六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の権利

特許権の行使を妨げない。

(存続期間)

第六十七条 (第一項略)

2| (略)

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

及び特許権の行使を妨げない。

(存続期間)

第六十七条 (第一項略)

- 2| 第四十条の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の二十年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの特許出願の日の翌日から起算する。

3| (略)

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許番号

三 延長を求めめる期間（二年以上五年以下の期間に限る。）

四 前条第二項の政令で定める処分の内容

2 (略)

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後は、することができない。

(第四項以下略)

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

二 特許番号

三 延長を求めめる期間（二年以上五年以下の期間に限る。）

四 前条第三項の政令で定める処分の内容

2 (略)

3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第三項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項及び第二項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後は、することができない。

(第四項以下略)

第六十七条の三 審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

一 その特許発明の実施に第六十七條第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七條第二項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。

四 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

五 その出願をした者が当該特許権者でないとき。

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

(第二項及び第三項略)

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特

一 その特許発明の実施に第六十七條第三項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七條第三項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。

四 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

五 その出願をした者が当該特許権者でないとき。

六 その出願が前条第四項に規定する要件を満たしていないとき。

(第二項及び第三項略)

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特

許公報に掲載しなければならぬ。

一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 延長登録の年月日

四 延長の期間

五 第六十七條第二項の政令で定める処分の内容

(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第六十八條の二 特許権の存続期間が延長された場合

(第六十七條の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七條第二項

の政令で定める処分の対象となつた物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、

許公報に掲載しなければならぬ。

一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 延長登録の年月日

四 延長の期間

五 第六十七條第三項の政令で定める処分の内容

(存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第六十八條の二 特許権の存続期間が延長された場合

(第六十七條の二第五項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七條第三項

の政令で定める処分の対象となつた物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、

及ばない。

(先使用による通常実施権)

第七十九条 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

及ばない。

(先使用による通常実施権)

第七十九条 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際(第四十条の規定によりその特許出願が手続補正書を提出した時)にしたものとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手続補正書を提出した際(現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第二百三十三条第一項又は第八十四条の十五第一項の審判の請求の登録前に、特許が第二百三十三条第一項各号の一又は第八十四条の十五第一項に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第二百三十三条第一項若しくは第八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判の請求の登録前に、特許又は実用新案登録が第二百三十三条第一項各号の一若しくは第八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七條第一項各号の一若しくは第四十八條の十二第一項に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明又は考案の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明又は考案及び事業の目的の範囲内において、当該特許権又はその特許若しくは実用新案登録を無効にした際に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

二 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

三 前二号に掲げる場合において、第二百二十三条第一項又は第八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

二 特許に係る発明と実用新案登録に係る考案とが同一である場合において、実用新案登録を無効にした場合における原実用新案権者

三 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

四 実用新案登録を無効にしてその考案と同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原実用新案権者

五 前四号に掲げる場合において、第二百二十三条第一項若しくは第八十四条の十五第一項又は実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権若しくはその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権又はその無効にした実用新案登録に係る実用新案権につ

(第二項略)

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
-------	----

(第二項略)

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第三項の規定により延長されたときは、その期間）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
-------	----

第一年から 第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき 千四百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求につき二 千四百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき 四千二百円を加えた額
第十年から 第十二年ま で	毎年八万二千二百円に一請求項につ き八千四百円を加えた額
第十三年か ら第十五年	毎年十六万二千四百円に一請求項 につき一万六千八百円を加えた額

第一年から 第三年まで	毎年九千三百円に一請求項につき 千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万四千五百円に一請求につ き千五百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年二万九千円に一請求項につき 三千円を加えた額
第十年から 第十二年ま で	毎年五万八千円に一請求項につ き六千円を加えた額
第十三年か ら第十五年	毎年十一万六千円に一請求項につ き一万二千円を加えた額

まで	第十六年から第十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき三万三千六百円を加えた額
まで	第十九年及び第二十年	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき六万七千二百円を加えた額

(第二項以下略)

第百二十二条 削除

まで	第十六年から第十八年まで	毎年二十三万二千元に一請求項につき二万四千元を加えた額
まで	第十九年及び第二十年	毎年四十六万四千元に一請求項につき四万八千元を加えた額

(第二項以下略)

(補正の却下の決定に対する審判)

第百二十二条 第五十三条第一項(第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服がある

ときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(特許の無効の審判)

第二百二十三条 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 一 その特許が第十七条第二項（第十七条の二第二項）において準用する場合を含む。（第十七条の三第二項又は第六十四条第二項（第五十九条第二項及び第三項（第七十四条第一項）において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第二項

(特許の無効の審判)

第二百二十三条 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

六 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができ

一 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

二 その特許が条約に違反してされたとき。

三 その特許が第三十六条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

四 その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

五 特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができ

ない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

七、その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第三百三十四条第五項において準用する場合は含む。）又は第三百三十四条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

（第二項以下略）

第二百五条 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第二百二十三条第一項第六号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

ない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

（第二項以下略）

第二百五条 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第二百二十三条第一項第五号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(存続期間の延長登録の無効の審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号の一に該当するときは、その延長登録を無効にすることができる。

- 一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

- 二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第二項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

- 三 その延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超え

(存続期間の延長登録の無効の審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号の一に該当するときは、その延長登録を無効にすることができる。

- 一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第三項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

- 二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは登録した通常実施権を有する者が第六十七条第三項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

- 三 その延長登録により延長された期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超え

ているとき。

四 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に對してされたとき。

五 その延長登録が第六十七條の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に對してされたとき。

(第二項以下略)

(訂正の審判)

第二百二十六條 特許権者は、第二百二十三條第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

ているとき。

四 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に對してされたとき。

五 その延長登録が第六十七條の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に對してされたとき。

(第二項以下略)

(訂正の審判)

第二百二十六條 特許権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明

一 特許請求の範囲の減縮

二 願記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

(第二項略)

3 第一項ただし書第一号の場合は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

(第四項略)

第百二十九条及び第百三十条 削除

(第二項略)

3 第一項第一号の場合は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

(第四項略)

(訂正の無効の審判)

第百二十九条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が第百二十六条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の

審判の請求に準用する。

第三百三十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その訂正は、初めからなかつたものとみなす。

(共同審判)

第三百三十二条 同一の特許権について第二百三十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十九条第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

(第二項以下略)

(答弁書の提出等)

第三百三十四条 (第一項略)

(共同審判)

第三百三十二条 同一の特許権について第二百三十三条第一項又は第二百二十五条の二第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

(第二項以下略)

(答弁書の提出等)

第三百三十四条 (第一項略)

2| 第二百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第五百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3| 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4| 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

2| 審判長は、前項の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3| 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

5 第二百二十六条第二項から第四項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百一一条、第三百二二条第三項及び第四項並びに第三百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

(審判官の指定)

第三百三十七条 特許庁長官は、各審判事件（第三百六十一条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第三百六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。）について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならぬ。

(第二項略)

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号の一に該当すると

(審判官の指定)

第三百三十七条 特許庁長官は、各審判事件（第三百六十一条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第三百六十一条の四第三項の規定による報告があつたものに限る。）について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならぬ。

(第二項略)

(審判官の除斥)

第三百三十九条 審判官は、次の各号の一に該当すると

きは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき又はあつたと

きは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人（第百六十五條第一項において準用する第五十五條第一項の申立てをした者を含む。以下同じ。）であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき又はあつたと

き。

六 審判官が事件について不服を申し立てられた査
定に審査官として関与したとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有する
とき。

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 第二百三十三条第一項又は第二百二十五条
の二第一項の審判は、口頭審理による。ただし、審
判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は
職権で、書面審理によるものとするができる。

(第二項以下略)

第五百五十九条 第五十三条及び第五十四条の規定は、
第二百二十一条第一項の審判に準用する。この場合に

き。

六 審判官が事件について不服を申し立てられた査
定に審査官として関与したとき。

七 審判官が事件について直接の利害関係を有する
とき。

(審判における審理の方式)

第四百四十五条 第二百三十三条第一項、第二百二十五条の
二第一項又は第二百二十九条第一項の審判は、口頭審
理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加
人の申立てにより又は職権で、書面審理によるもの
とすることができる。

(第二項以下略)

第五百五十九条 第五十三条及び第五十四条の規定は、
第二百二十一条第一項の審判に準用する。この場合に

において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第四号に掲げる場合にあつては、第二百二十一条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは、「第十七条の三又は第六十四条（第五十九条第二項及び第三項並びに第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、第二百二十一条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合（同項第四号に掲げる

において、第五十三条第四項中「第二百二十二条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第二百七十八条第一項の訴を提起したとき」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは、「第十七条の三又は第六十四条（第五十九条第二項及び第三項並びに第六十一条の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、第二百二十一条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

場合にあつては、第二百二十一条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。」と読み替えるものとする。

(第三項及び第四項略)

5 第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつたときは、第二百二十一条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。第六十三条第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつた場合において、審査官が第六十四条第二項の規定により第六十三条第三項において準用する第五十八条第一項の決定をすることができなるときも、同様とする。

第六十一条 第三百三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第四百四十八条並びに第四百九条の規定は、第二百二十一条第一項の審判には、適用しない。

(第三項及び第四項略)

5 第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつたときは、第二百二十一条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。第六十一条の第三項において準用する第五十五条第一項の申立てがあつた場合において、審査官が第六十一条の四第二項の規定により第六十一条の第三項において準用する第五十八条第一項の決定をすることができなるときも、同様とする。

第六十一条 第三百三十四条第一項及び第二項、第四百四十八条並びに第四百九条の規定は、第二百二十一条第一項の審判には、適用しない。

第百六十二条 (略)

第百六十三条 第四十七条第二項、第四十八条、第五十三条、第五十四条及び第六十五条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第四号に掲げる場合にあつては、第二百一十一条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第十七条の三又は第六十四条（第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、前条の規定に

第百六十一条の二 (略)

第百六十一条の三 第四十七条第二項、第四十八条、第五十三条、第五十四条及び第六十五条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは、「第十七条の三又は第六十四条（第百六十一条の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2 第五十条及び第六十四条の規定は、前条の規定に

よる審査において審判の請求に係る査定理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場

合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合（同項第四号に掲げる場合にあつては、第二百一十一条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

（第三項以下略）

第百六十四条 審査官は、第百六十二条の規定による審査において特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならぬ。

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項若しくは第五

よる審査において審判の請求に係る査定理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

（第三項以下略）

第百六十一条の四 審査官は、第百六十一条の二の規定による審査において特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならぬ。

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十四条第一項の規定による

十四條第一項の規定による却下の決定又は前条第三項において準用する第五十八條第一項の決定をしてはならない。

(第三項略)

(削除)

(削除)

(訂正の審判における特則)

第百六十五條 審判長は、第百二十六條第一項の審判

却下の決定又は前条第三項において準用する第五十八條第一項の決定をしてはならない。

(第三項略)

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

第百六十二條 第百二十二條第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第百六十三條 第百三十四條第一項及び第二項、第百四十八條並びに第百四十九條の規定は、第百二十二條第一項の審判には、適用しない。

(訂正の審判における特則)

第百六十四條 審判長は、第百二十六條第一項の審判

の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

(削除)

(削除)

の請求が同項各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

2| 審判官は、第二百二十六条第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第二項及び第三項の規定に適合するときは、請求公告をすべき旨の決定をしななければならない。

第百六十五条 第五十一条第二項、第三項（第五号を除く。）及び第五項、第五十五条から第五十八条まで並びに第六十条から第六十二条までの規定は、請求公告をすべき旨の決定があつた場合に準用する。

この場合において、第五十七条中「審判官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

第百六十六条 第百三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第百四十八条並びに第百四十九条の規定は、第百二十六条第一項の審判には、適用しない。

(審決の効力)

第百六十七条 何人も、第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(訴訟との関係)

2 前項において準用する第五十五条第一項の申立があつたときは、第百二十六条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第百六十六条 第百三十四条第一項及び第二項、第百四十八条並びに第百四十九条の規定は、第百二十六条第一項の審判には、適用しない。

(審決の効力)

第百六十七条 何人も、第百二十三条第一項、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(訴訟との関係)

第六十八條 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(審判における費用の負担)

第六十九條 第二十三條第一項又は第二十五條の二第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

(第二項略)

第六十八條 審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴訟において必要があるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(審判における費用の負担)

第六十九條 第二十三條第一項、第二十五條の二第一項又は第二十九條第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

(第二項略)

3 第二百一十一条第一項又は第二百二十六条第一項の審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

(第四項以下略)

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三十一條、第三十二條第三項及び第四項、第三十三條、第三十四條第四項、第三百二十五條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第五十六條から第六十條まで、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、第二百一十一条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第二百一十一条第一項、第二百二十二条第一項又は第二百二十六条第一項の審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

(第四項以下略)

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第三十一條、第三十二條第三項及び第四項、第三十三條、第三十四條第三項、第三百二十五條から第四十七條まで、第五十條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第五十六條から第六十條まで、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、第二百一十一条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三十一條、第三十二條第三項及び第四項、

第三十三條、第三十四條第三項、第三十五條

2| 第三百三十一条、第三百三十二条第一項、第二項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十二条まで、第三百五十四条から第三百五十七条まで、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、第二百三十三条第一項又は第二百二十五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3| 第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十四条第四項、第三百三十五条

から第三百四十七条まで、第三百五十条から第三百五十二条まで、第三百五十五条第一項、第三百五十六条、第三百五十七条、第三百六十二条、第三百六十八条、第三百六十九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定は、第二百二十二条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3| 第三百三十一条、第三百三十二条第一項、第二項及び第四項、第三百三十三条から第三百五十二条まで、第三百五十四条から第三百五十七条まで、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、第二百三十三条第一項、第二百二十五条の二第一項又は第二百二十九条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4| 第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三条、第三百三十四条第三項、第三百三十五条

から第四百四十七条まで、第五百十条から第五百二十二
条まで、第五百五十五条第一項、第五百五十六条、第百
五十七条、第百六十五条、第百六十八条、第百六十
九条第三項から第六項まで並びに第七十条の規定
は、第二百二十六条第一項の審判の確定審決に対する
再審に準用する。

4 | (略)

(審決等に対する訴え)

第七十八条 審決又は審判若しくは再審の請求書の
却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属
管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若し
くは再審に参加を申請してその申請を拒否された者

から第四百四十七条まで、第五百十条から第五百十二
条まで、第五百五十五条第一項、第五百五十六条、第百
五十七条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十
八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第
百七十条の規定は、第二百二十六条第一項の審判の確
定審決に対する再審に準用する。

5 | (略)

(審決等に対する訴)

第七十八条 審決、第百五十九条第一項(第百七十
四条第一項において準用する場合を含む。)におい
て準用する第五十三条第一項の規定による却下の決
定又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対
する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 前項の訴は、当事者、参加人又は当該審判若しく
は再審に参加を申請してその申請を拒否された者に

に限り、提起することができる。

3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

(第四項及び第五項略)

6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(被告適格)

第七十九条 前条第一項の訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、第二百二十五条第一項若しくは第二百二十五条の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第七十一条第一項の再審の審決に対するものにあつては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としな

限り、提起することができる。

3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

(第四項及び第五項略)

6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(被告適格)

第七十九条 前条第一項の訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、第二百二十五条第一項、第二百二十五条の二第一項若しくは第二百二十九条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第七十一条第一項の再審の審決に対するものにあつては、その審判又は再審の請求人又は

ければならない。

(書面の提出及び補正命令)

第百八十四条の五 (第一項及び第二項略)

3 第十七条第四項の規定は、前項の規定による命令に基づき補正に準用する。

(第四項略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 (第一項から第六項まで略)

7 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、第百九十三条第二項第四号中「出願公開後における」とあるのは「国際公開がされた国際特許出願に係る」と、「第十七条の二第一項第一号又は」とあるのは「第十七条第一項又は第十七条の二第一項第一号若しくは」とする。

被請求人を被告としなければならない。

(書面の提出及び補正命令)

第百八十四条の五 (第一項及び第二項略)

3 第十七条第三項の規定は、前項の規定による命令に基づき補正に準用する。

(第四項略)

(国内公表等)

第百八十四条の九 (第一項から第六項まで略)

7 国際特許出願に関し特許公報に掲載すべき事項については、第百九十三条第二項第四号の二中「出願公開後における」とあるのは「国際公開がされた国際特許出願に係る」と、「第十七条の二第一号又は」とあるのは「第十七条第一項又は第十七条の二第一号若しくは」とする。